

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社 新興プラント工業
大分県大分市向原西二丁目8-30

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 4 年 1 月 11 日～令和 4 年 2 月 10 日（1ヵ月）
九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

株式会社 新興プラント工業は、民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年10月22日に大分県知事から指示処分を受けた。
このことが、農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件 別表第2第13号(建設業法違反行為)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(建設業法違反行為) 13 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内